

会津坂下町 SNS（ソーシャルメディア）運用ガイドライン

1. 趣旨

会津坂下町は、町の魅力や情報を町内外に広く発信するため SNS（X（旧 Twitter）、Facebook、LINE、Instagram、Youtube のアカウント（以下、「公式アカウント」という））を運用している。町が業務として SNS を活用するにあたり、留意事項を明示したガイドラインを作成する。

2. アカウント情報

(1) X（旧 Twitter）

- ・アカウント名：会津坂下町
- ・ユーザー名：@aizubangetown
- ・ページ URL：https://x.com/aizubangetown

(2) Facebook

- ・アカウント名：会津坂下町役場
- ・ページ URL：https://www.facebook.com/town.aizubange.fukushima

(3) LINE

- ・アカウント名：会津坂下町
- ・ユーザー名：@aizubange-official
- ・ページ URL：https://page.line.me/495mxtur?oat_content=url&openQrModal=true

(4) Instagram

- ・ユーザー名：aizubange-town-office
- ・ページ URL：https://www.instagram.com/aizubange_town_office/

(5) Youtube

- ・チャンネル名：福島県会津坂下町
- ・ページ URL：https://x.gd/Hw0XJ

3. 発信情報

- ① 行政情報
- ② 災害・緊急情報
- ③ イベント・観光に関する情報
- ④ その他、町に関連する各種情報

4. 留意事項

公式アカウントの利用に際して、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

利用者による投稿について、町が、禁止事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿の全部又は一部の削除その他の必要な措置をとることができるものとする。

- (1) 法令等に違反し、又はその恐れのある行為
- (2) 政治活動、宗教活動及び選挙活動を目的とした行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 本アカウントの関わりのない広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした行為
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉・信用を傷つける行為
- (6) 町が発信する内容の一部又は全部を改変する行為
- (7) 犯罪行為に結びつく内容又は犯罪行為を助長する内容を掲載する行為
- (8) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長し、人権等を侵害する行為
- (9) 成りすまし、虚偽及び著しく事実と異なる情報又は正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (10) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等個人のプライバシーを害する行為
- (11) 町又は第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等を侵害する行為
- (12) 各アカウントの利用規約に反すると思われる行為
- (13) 町、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (14) 有害なプログラム等を送信することにより通信機能の妨害、情報の窃取又は他者のアクセスを妨害する行為
- (15) その他町が不適切であると判断した行為

5. 免責事項

- (1) 町は、公式情報の他、町に関する団体の情報も掲載するため公式アカウントの掲載情報全てが正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではなく、町の公式発表又は見解を必ずしも表しているものではない。
- (2) 町は、利用者が公式アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより生じた直接又は間接的な損害については、一切の責任を負わないものとする。
- (3) 町は、公式アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、公式アカウントに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害については、一切の責任を負わないものとする。
- (4) 町は、利用者により投稿された情報については、一切の責任を負わないものとする。
- (5) 町は、予告なく本アカウントの掲載情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止する場合がある。
- (6) 投稿された全ての情報は、投稿されたことをもって、投稿者は町に対し、その投稿を無償で自由に使用する権利を許諾したものとし、かつ、町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとす。
- (7) 町は、投稿された情報を運営会社に提供して共有し、本サービスの精度向上及び品質改善のため、運営会社が使用する。
- (8) 町は、各アカウント管理会社又は第三者が提供するソフトウェア、アプリ等の機能、利用方法、技術的な内容等に関する質問、問い合わせ等に関しては、一切回答しない。

6. 知的財産権の帰属

町が送信又は掲載する記事、写真、イラスト、音声、動画等に関する知的財産権は、町又は町以外の正当な権利を有する者に帰属する。ただし、町が送信又は掲載する内容について「私的使用のための複製」「引用」など著作権法上認められた場合を除く。

7. 運用ガイドラインの周知

本ガイドラインは会津坂下町のホームページに掲載する。

また、本ガイドラインは必要に応じて事前に告知なく変更する場合がある。

8. この運用ガイドラインにあつては令和8年4月1日から適用する。